

ID: 179

担当部署: 都市整備課

処分の概要	製造工場等の工事概要等に関する計画の承認		
法令名 根拠条項	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 第24条第1項		
法令番号	昭和33年法律第98号		
【基準】			
<p>法第24条第1項の規定による。 (製造工場等の建設)</p> <p>第24条 施行者であつた者から造成工場敷地を譲り受けた者は、国土交通省令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、施行者であつた者の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日